

29 年度

債務負担行為見積書

(主任調整結果)

局名 スポーツ局

所属名 スポーツ課 (直通045-285-0795)

(単位 千円)

事項	相模湖漕艇場指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	70,430	平成26年度 ～ 平成28年度	28,172	平成29年度 ～ 平成31年度	42,258	-	-	3,291	38,967

査定額	70,430	平成26年度 ～ 平成28年度	28,172	平成29年度 ～ 平成31年度	42,258	-	-	3,168	39,090
-----	--------	-----------------------	--------	-----------------------	--------	---	---	-------	--------

事業概要等

1. 事業の概要

県立スポーツ施設である相模湖漕艇場については、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しているが、指定期間の満了に伴い、平成27年4月から平成32年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

2. 債務負担行為設定理由

指定期間が5年間であるため、債務負担行為を設定する。

3. 限度額の積算内訳

年度	指定管理料	財源内訳	
	相模湖漕艇場	特定財源	一般財源
H26	0	0	0
H27	14,086	76	14,010
H28	14,086	76	14,010
H29	14,086	1,056	13,030
H30	14,086	1,056	13,030
H31	14,086	1,056	13,030
計	70,430	3,320	67,110

【調整の内容】

財源のみを調整。